

第4章. 新庁舎の導入機能について

1. 防災機能

(1) 災害対策本部機能

- 災害対策の意思決定機関である本部員会議（部長職以上の対策組織）の本部会議室と、情報集積のための災害対策室を分けるなど災害対策活動が円滑に行える対策本部の配置を検討します。
- 本部会議室は市長室、副市長室に近い場所に設置します。
- 国土交通省、北海道、自衛隊など外部からの職員の受け入れを考慮しつつ、災害対策要員が集中的に活動できるように十分なスペースを計画します。
- 消防本部との情報共有及び情報伝達の確実性を確保するためにパソコンによる会議システム等の導入を検討します。
- 庁舎を耐震構造とすることで地震時の災害対策本部機能の維持を図ります。
- 非常用発電装置により停電時でも電力が確保され、各関係機関からの情報収集や各対策班との連絡が可能となる通信手段として防災無線、LAN、電話回線等について整備します。

(2) 災害対策屋外空間

- 災害対策活動に必要な広さの広場、駐車場、施設の配置及び車の動線計画について計画します。
- 地震時における避難場所である公民館駐車場相当のスペースを維持しつつ、災害対策活動に必要な屋外空間の確保について計画します。

(3) ライフライン途絶時の対応

- 災害時でも通常業務を継続できる自立性を備えたライフラインを構築するために電気、給排水、空調、情報等に対するバックアップ機能を導入します。